

別記様式第1号(第四関係)

た か だ う ら ち く か っ せ い か け い か く
高田浦地区活性化計画

か ご し ま け ん み な み た ね ち ょ う
鹿児島県・南種子町

平成25年11月

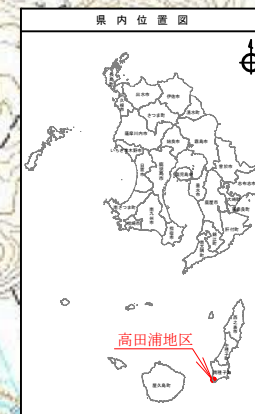
平成26年度 新規採択希望 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農業用道路) 高田浦地区

計画区域は高田浦地区の範囲である。
(区域面積：251.3ha)
(計画面積：10.7ha)

種子島海峡

田尻港

門倉港



1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 高田浦地区活性化計画

都道府県名 鹿児島県

市町村名 熊毛郡南種子町

地区名(※1) 高田浦地区

計画期間(※2) 平成26年度～平成30年度

目 標 : (※3)

本地区の基幹産業は農業で、サトウキビ、さつまいも、飼料作物及び水稲が作付けされており、近年では水田の裏作としてスナップエンドウやカボチャ等の園芸作物の作付けが拡大している。農業を効率的に展開するため、通作条件の改善を目的として農業用道路の整備を進める。それと合わせて農地集積と農作業受委託を推進し、地域の活性化を図る。

具体的な数値目標として、農道機能が確保された農地面積10.7haを増としたい。また、本地域における定住化の促進を図り、人口が本地区を含む西之校区において過去5年間(住民基本台帳より、平成20年3月 933人 → 平成25年3月 875人)で減少した6.22%を維持し、平成30年3月末までの人口減少率を6.22%以内に抑制することを目指す。

現況:平成25年3月末現在 132人 計画:平成30年3月末目標人口124人
(人口根拠:南種子町住民基本台帳、農地面積根拠:南種子町固定資産集計データによる図測)

目標設定の考え方

地区の概要:

本町は、鹿児島市より南へ153km、種子島の南部に位置しており、中種子町に隣接している。本地区は、南種子町の南端に位置する比較的傾斜のない畑地帯と水田地帯である。営農状況として、種子島の基幹作物であるサトウキビやさつまいもを主体に飼料作物及び水稲が作付けされており、近年では水田の裏作として、スナップエンドウやカボチャ等の園芸作物の作付けが拡大している。

また、水稲については早期水稲であるため日本一早いコシヒカリの産地づくりを推進している。さらに本地域は畜産も盛んであるため、飼料作物の他にWCS(飼料用稲)の作付けが拡大しつつあり、本地区でも水田面積の約20%の割合で栽培が行われている。

現状と課題

受益地10.7haの農道1,730mは、幅員が狭小であり、収穫機械及び大型運搬車の使用に苦慮しており、農作業の効率化が図れていない。さらに、農繁期になるとこれらの車両のすれ違いが困難であるため効率的な輸送体系が図れていない。また、一部未舗装であるため、路面侵食による凸凹の発生で農作物の輸送時における品質の低下や積載効率の低下等、営農上支障を来している。現状では、農道の補修用の砂利を町が提供し、受益農家による散布で路面補修作業に取り組んでいるが、近年の梅雨期や台風時の大雨による砂利の流出が頻発しており、維持管理労力の増加も農作業の阻害要因となっている。

今後、生産者の高齢化及び後継者不足に伴い、現状のままでは適正な道路の維持管理が困難と予想されることから、本事業を導入することにより生産環境の改善を図るとともに認定農業者への農地集積を推進する等、早急な対応が必要である。

今後の展開方向等(※4)

生産者の高齢化及び後継者不足に伴い農道の適正な維持管理が困難になる中、本事業にて整備された農道の受益面積10.7ha増加し、農道の路面補修等に係わる維持管理労力の軽減化が図られる。また、通作における安全性の向上に伴い、農業機械・生産資材の搬入・搬出が容易になることで、円滑な輸送体系が図れる。それにより農作業の効率化、農作物の品質向上が促進され、安定した営農活動が維持できることから、離農による定住人口減少の抑制が期待できる。

本地域においては、認定農業者8名がサトウキビを主体に営農に取り組んでおり、高齢や後継者不在などの理由で離農した農地については、今後、地域の認定農業者への集積を計画的に推進していく。また、集落では高田浦飼料生産組合を設立し、近年作業受委託面積が増加しており今後も計画的に取り組んでいく予定である。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
熊毛郡南種子町	高田浦地区	基盤整備(農業用道路)	南種子町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

高田浦地区(鹿児島県熊毛郡南種子町)	区域面積 (※2)	251.3ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域(前之原・下西目集落を一円とする区域)の総面積251.3haのうち農林地面積は217.0haで86.3%を占め、集落人口は127人、内農業従事者数が75人で59%が農林漁業従事者である。 (農地面積根拠:国土地理院発行の地図を複製した図面を用いた図測による 人口根拠:南種子町住民基本台帳(H22年度)、2010年農林業センサス農業集落データ 同時期比較)		
②法第3条第2号関係: 本地区を含む西之校区の人口は過去5年間で減少(平成20年3月→平成25年3月で6.22%減)しており、農林漁業者の高齢化傾向からみて、将来、人口の減少が想定される。農業が重要な当区域において、農業生産基盤を整備することは、農業生産性の向上に繋がり、離農による定住人口の減少抑制効果が期待される。 (人口根拠:南種子町住民基本台帳)		
③法第3条第3号関係: 都市計画区域には指定されておらず、市街地を形成している区域を含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

事業実施により、条件が整備され機能が確保された農地面積(受益面積)について、計画時点での受益面積算定図(南種子町固定資産データ)により検証を行う。

定住人口については、南種子町住民基本台帳を用いて検証する。

また、評価内容の妥当性については、有識者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
かごしまけん みなみたねちょう 鹿児島県・南種子町	平成26年度～平成30年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
南種子町 総合農政課	0997-26-1111	0997-26-0209	kairyu2@town.minamitane.lg.jp
鹿児島県 農政部 農地整備課 農村整備係	099-286-3241	099-286-5601	fkankyou@pref.kagoshima.lg.jp

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保	10.7ha	計画区域における農業用排水施設等の確保(ha)=計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) 10.7(ha)=10.7(ha)
<p>事業活用活性化計画目標の設定根拠</p> <p>農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農道とは、拡幅及び舗装された農道の受益面積とする。現況の農道は拡幅・舗装されていないため、現況地は0haとする。目標値は整備された農道の受益面積とし10.7haとする。</p> <p>計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) 10.7ha=10.7ha</p>		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
<p>事業活用活性化計画目標の設定根拠</p>		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の設定について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、実施要領の別紙に定める事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
1	<p>定住人口の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における転出入割合の増加とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の確保(ポイント)=(計画期間内の転出入割合(%)(目標)－計画期間前^{※注3}の転出入割合(%)(現状))</p> <p>注1 転出入割合=転入人口÷転出人口×100(四捨五入により小数点第2位まで求める。また、転出人口が「0」の場合は「1」として計算する。)</p> <p>2 転出入は計画区域の転出入人口</p> <p>3 計画期間と同じ年数とする。</p>
2	<p>交流人口の増加</p> <p>設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加率とし、次により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加(%)=計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前^{※注3}の計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100－100</p> <p>注:1 計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。</p> <p>2 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>3 計画期間と同じ年数とする。</p>
3	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加(%)=(計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人)(目標)÷計画期間前^{※注2}の滞在者数及び宿泊者数(人)(現状))×100－100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p> <p>2 計画期間と同じ年数とする。</p> <p>3 計画期間前の滞在者数及び宿泊者数が「0」の場合は「1」として計算する。</p>

4	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加(%) = (計画期間内の地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標) ÷ 計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状)) × 100 - 100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 2 計画期間と同じ年数とする。</p>
5	<p>地域産物の販売量の増加</p> <p>設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加率とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%) = (計画期間内の地域産の農林水産物の販売量(t)(目標) ÷ 計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売量(t)(現状)) × 100 - 100</p> <p>注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 2 計画期間と同じ年数とする。 3 地域産の農林水産物の販売量について、その種類が多様であることから合計の増加率を設定することが適当でない場合は本交付金の活用により販売量の増加が見込まれる代表の農林水産物の販売量について記入すること。</p>
6	<p>定住等の促進に資する遊休農地の解消</p> <p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積(ha) = 計画期間内の計画区域における遊休農地の実態等の調査対象面積(ha)</p>
7	<p>設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における遊休農地の解消面積(ha) = 計画期間内の計画区域における土地条件整備による遊休農地の解消面積(ha)</p>
8	<p>定住等の促進に資する担い手への農地利用集積</p> <p>設定する目標は計画区域における担い手への農地利用集積率の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) = (計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷ 事業の受益面積(ha))(目標) × 100 - (事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha) ÷ 事業の受益面積(ha))(現状) × 100</p> <p>注1 担い手とは、農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体とする。 2 担い手への農地利用集積率とは、対象事業の受益面積(ha)に占める担い手の経営等農用地(所有権若しくは利用権に基づき又は農作業受託により集積された農用地をいう。)面積(ha)の割合とする。(四捨五入により小数点第2位まで求める)</p>

9	<p>定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保</p> <p>設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)</p>
10	<p>定住等の促進に資する基盤整備の円滑化</p> <p>設定する目標は計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業又は交換分合の着手までの年数(年)</p>
11	<p>定住等の促進に資する農用地の集団化</p> <p>設定する目標は計画区域における分散された農地が集団化される割合とし、以下により求めることとする。ただし、農地が集団化される場合に代えて農村振興局長が別の場合を定める場合には、その割合を目標とし、農村振興局長が別に定めるところにより求めることとする。</p> <p>計画区域における農地の集団化率(%) = (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 計画期間終了時の団地数) ÷ (計画期間前の事業実施地区の団地数 - 地区内の耕作者数) × 100</p> <p>注: 四捨五入により小数点第2位まで求める。</p>
12	<p>農山漁村景観を活かした取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における農山漁村景観に関する活動数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における事業の実施を契機とした農山漁村景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) = 計画期間内の活動数(回) - 計画期間前※注1の活動数(回)</p> <p>注: 1 計画期間と同じ年数とする。 2 農山漁村景観に関する活動とは、交付対象事業により整備した施設等の保全・維持管理等に関する活動、農山漁村景観の維持・保全に資する活動及び農山漁村景観の利活用等を行う活動をいう。</p>
13	<p>自然環境の保全・再生に向けた取組の増加</p> <p>設定する目標は計画区域における環境創造に資する取組数の増加とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内における事業の実施を契機とした環境創造に資する取組数の増加数(回) = 計画期間内の取組数(目標) - 計画期間前※注1の取組数</p> <p>注: 1 計画期間と同じ年数とする。 2 環境創造に資する取組とは、ビオトープの管理活動等の自然環境の保全・再生を目的とした地域住民等による活動をいう。</p>

14	定住者又は来訪者の安全確保
	設定する目標は計画区域における一時避難場所の面積の増加率とし、以下により求めることとする。
	$\text{計画区域における一時避難場所面積増加率(\%)} = \frac{\text{計画期間終了時の一時避難広場面積(m}^2\text{)(目標)}}{\text{計画作成時の一時避難広場面積(m}^2\text{)(現在)}} \times 100 - 100$
注: 四捨五入により小数点第2位まで求める。	

注 現状の数値は直近の数値とし、前年度実績等により記入することとする。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用道路	高田浦地区	農業用道路整備	A=10.7ha L=1,730m	H26～H30	南種子町	135,000	74,250	55%	74,250	計画路線の農道は、幅員が狭いため、大型機械の使用に苦慮しており農作業の効率化が図れていない。また、一部未舗装であり、路面侵食が著しく、凸凹が発生し農作物の輸送時における品質の低下や積載効率の低下等営農上支障を来している。さらに維持管理にかかる費用や労力も営農意欲を低下させる阻害要因といえる。農道が整備されることによって、作物の品質向上及び維持管理費の節減、農業経営の安定向上による地域活性化を図ることで、定住者の減少率を維持する。それを達成するために計画区域内の農業用道路機能が確保された面積を目標として設定する。
合 計						135,000	74,250	55%	74,250	

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 実施期間は、原則として3年以内とすること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

【添付資料】

(別添)融資主体型支援助成対象者調書

(別添)

融資主体型支援助成対象者調査

〇〇地区活性化計画（〇〇県〇〇市町村）

No	助成対象者名	住所	代表者名

1 助成対象者の概要

1 農林漁業者等の組織する団体
 ① 農業生産法人 ② 農事組合法人 ③ その他
 2 参入法人

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

2 整備内容等

No	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工(契約) 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設定住所
1					
2					
3					

3 資金調達計画

No	事業費(A) 円	資金調達計画(円)			助成率 (%) B/A	融資 率(%) C/A	担 保 措 置 の	備 考 (助成限度率等)
		助成 金 B	融 資 C	自己資金				
1								
2								
3								
計								

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会に よる機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の
審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。
 - ②連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。
 - ③事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

	項 目	記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更（列の追加、セルの結合等）は絶対に行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	都道府県名（コード）	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5	計画主体（コード）	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6	計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例：計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7	ハード事業・ソフト事業	「ハード事業・ソフト事業の別」の欄は、ハード事業には「1」、ソフト事業には「2」を記入すること。 なお、ソフト事業は実施要領の別表の1の事業メニュー47及びこれと一体的に実施する創意工夫発揮事業（実施要綱の別表の（5）の創意工夫発揮事業をいう。以下同じ。）のみが対象となる。
8	整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「①事業費計」、「④市町村附帯事務費」、「⑤都道府県附帯事務費」、「総合計（①+④+⑤）」の項については、「①事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
9	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
10	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要綱の別表の（1）の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び沖縄とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
11	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
12	事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標は、別添の「事業活用活性化計画目標の設定について」に従って記入すること。 なお、「事業活用活性化計画目標等」の項の行数は目標の設定数に応じて追加すること。この場合「整理コード」の欄は連番を追加すること。
13	生産製造連携事業計画	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

項 目		記 入 上 の 注 意
14	再生可能エネルギー供給施設整備事業	地域における温室効果ガス排出の削減対策等をまとめた計画に位置づけられる事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
15	離島振興計画	離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
16	輸出促進条件整備事業	輸出促進に資する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
17	耕作放棄地の解消に向けた取組	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
18	地域再生計画	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
19	総合化事業計画	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に規定する総合化事業計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の1のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
21	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の1事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあっては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③ 実施要領の別表の1の事業メニュー番号20により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
22	要件類別番号	実施しようとする実施要領の別表の1の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別）を記入すること。
23	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農道：L200m、W4m」、「無人ヘリコプター2台、田植機1台」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」等 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「無人ヘリコプター1台」等
24	事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）平成19年度から平成20年度まで実施する場合は「H19～H20」と記載
25	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 （例）●●農業協同組合、●●農業生産者有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等

	項 目	記 入 上 の 注 意
26	全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
27	交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
28	交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
29	交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
30	前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
31	本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含稅額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
32	本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
33	翌年度以降（予定）	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
34	備 考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
35	①事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
36	②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー）に係る経費を記入すること。また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業（ハード事業と一体的に実施するもの）」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
37	③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業（実施要領の別表の1の事業メニュー番号47及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」）に係る経費を記入すること。また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業（ソフト事業と一体的に実施するもの）」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
38	④市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。
39	⑤都道府県附帯事務費	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
40	総合計 (①+④+⑤)	①事業費計、④市町村附帯事務費及び⑤都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。
41	うちハード事業費 (②+④+⑤)	総合計のうちハード事業費を記入すること。
42	うちソフト事業費 (③)	総合計のうちソフト事業費を記入すること。
43	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、②から⑤に計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

計画主体名	鹿児島県熊毛郡南種子町		
計画期間 実施期間	平成26～平成30年度 平成26～平成30年度	総事業費（交付金）	135,000千円（74,250千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農業用道路整備により生産条件が整備され機能が確保された農地を維持させることができる。また、本事業により農業経営の安定が見込まれることから、農業人口の減少を抑制することができる。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	町事業管理計画書と平成19年3月に策定された南種子町農村振興基本計画等の連携を図るとともに、H26年2月に環境配慮に対する情報協議会を開催し、事業実施により想定される環境への影響及びそれに対する配慮・対策について協議を行う予定である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	関係受益者及び地域住民（男女）に概要を説明し、全員に同意を得た上で本計画を作成している。
事業の推進体制は確立されているか	○	平成24年度に事業推進委員会を設立し、事業推進にあっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	「定住の促進に資する農業用排水施設等の確保」を目標としており、本事業の実施により農道が整備された受益面積が増加し、農業生産性の向上が図られ、それに伴う離農人口減少緩和に寄与することから、目標との整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間:基本方針 原則:3年～5年程度 本計画:平成26年度～平成30年度 5年であるため適切 実施期間:実施要綱 原則3年以内 本計画:平成26年度～平成30年度 町の財政状況を考慮し、5ヶ年とした。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付金要望額は、実施要項及び、実施要項の別表に定める交付金算定交付率に基づき算定し、範囲内である。 交付金要望額74,250千円≦74,250千円(=135,000千円×55%)

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業であり、切り替えるものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸経費について」別表標準耐用年数により農道(アスファルト)の標準耐用年数10年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領 第2に基づいている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領 第2の3に基づいている。(投資効率1.38)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	農業用道路を整備することで、農業機械の大型化や農作物の品質向上及び円滑な輸送体系の合理化が見込まれる。そのことによって、継続的な農業生産活動と維持管理の節減を図られ農山漁村の活性化のための定住との促進に資する。事業主体は南種子町であるため妥当。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	実施を予定する事業は、公共的施設に位置図づけられているため、個人に対する事業ではない。また、目的外使用のおそれがないものとなっている。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	-	該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	農業用道路に関しては、現在利用されている道路であり、今後も活用が見込まれる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	既存する農道を拡幅・舗装するものであり、規律及び設置場所とも適正である。

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	-	該当なし。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	農林水産省土地改良工事積算基準を準用し、積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	極力、現道の線形、高さを基に計画し、工事費を抑える。また、道路側溝は既設側溝を機能診断のうえ極力再利用をすることとし、コスト縮減に努める計画である。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	該当なし。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	現況道路の整備のため、現在利用されている位置での整備である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	本事業計画は耕作者申請による現況道路の拡幅工事であり、用地の事前調査により、登記不可能な土地は線形を変更するなど、用地取得の見通しがついている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	-	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	-	該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	-	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	-	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	該当なし。

事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	平成25年12月の南種子町議会で承認済みである。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	離島という地域性や事業の性質・規模を踏まえ、町内業者を対象とした指名競争入札で行うこととしているが、正当な競争性は確保できるものと判断する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	道路の管理は南種子町が行っていく。また、草刈り等の日常の管理は受益者により維持管理を行っていく。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－	該当なし。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	－	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。